

平成22年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年2月12日（金）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年2月12日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第3号議案 平成21年度東京都指定文化財の指定等について

第4号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制
基準の告示について

2 報 告 事 項

(1) 教職大学院の活用にかかわる評価の実施について

(2) 平成22年度教育庁主要施策について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第3回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、毎日新聞ほか5社、合計6社から、個人は、合計2名から取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 1月14日開催の前々回第1回定例会会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第1回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回1月28日開催の第2回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、報告事項(3)につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第3号議案 平成21年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 第3号議案、平成21年度東京都指定文化財の指定等について、説明を、地域教育支援部長、お願いいたします。

【地域教育支援部長】 第3号議案、平成21年度東京都指定文化財の指定等について御説明いたします。

昨年12月17日の教育委員会定例会で御決定をいただき、諮問しておりました本件について、平成22年2月5日に開催されました東京都文化財保護審議会において答申がございましたので、東京都指定文化財として指定等を行いたいと考えております。

東京都文化財保護審議会は、条例に基づき、20名の専門家で構成されており、「2 東京都文化財保護審議会の審議日程」のとおり、諮問から2か月間にわたり、現地視察も含め学術的な見地から御審議をいただきました。

内容については昨年12月の時点と変わっておりませんので、写真を御覧いただきながら簡単に御説明いたします。

「文化財指定等説明書」の21ページを御覧ください。

東京都指定有形文化財（建造物）、旧三井家拝島別邸でございます。昭和2年に、永田町にあった鍋島侯爵本邸を三井家が買い取り、別邸として拝島に移築したものでございます。現在は、啓明学園という私立学校の校地となっております。以前は学校の寮として使われていたようですが、現在は学校の寮としては使われておりません。質の高い大規模な近代和風建築で、歴史及び芸術上の価値が高いということで今回指定したいと考えております。

説明書の29ページを御覧ください。

東京都指定有形文化財（考古資料）、稲荷台遺跡出土品でございます。こちらは、現在においても関東地域における縄文時代早期の土器型式名として広く使用されている、考古学史上非常に重要なもので、学術的価値が高いということで今回指定したいと考えております。

説明書の61ページを御覧ください。

東京都指定無形民俗文化財（風俗慣習）、武蔵府中のくらやみ祭でございます。くらやみ祭は、府中にある大國魂神社の例大祭で、歴史のあるかなり大規模なお祭でございます。4月30日から5月6日まで、1週間にわたり何らかのお祭が続いていくという内容となっております。

武蔵府中のくらやみ祭りは、既に文化財として指定されていても当然と思われるものでございますが、このたび、保存会組織ができましたことから、指定したいと考えております。

説明書の72ページを御覧ください。

東京都指定史跡、日野宿脇本陣跡でございます。甲州街道の日野にありました脇本陣、つまり大名の参勤交代の際等に宿所として使うものですが、その建物が現存しているというもので、本陣・脇本陣の建物が現存しているのは極めて珍しい例ということで、指定したいと考えております。また、新撰組ゆかりの場所でもあるということで、史跡として非常に価値が高いと考えております。

説明書の77ページを御覧ください。

東京都指定史跡、海禅寺境域でございます。77ページの図に、既に史跡として指定されております本堂、山門が御覧いただけると思いますが、その西側の方に、海禅寺を保護しておりました当時の豪族、三田氏の墓地がございます。こちらにも既に東京都の旧跡として指定を受けておりますが、一体として史跡に指定し、管理をしたいと考えております。

説明書の93ページを御覧ください。

東京都指定有形文化財、銅造地蔵菩薩坐像（江戸六地蔵の一）に、附^{つげたり}として像内納入品を加えるというものでございます。

93ページの写真にございますように、今回、江戸六地蔵の一、豊島区巢鴨、眞性寺の銅造地蔵菩薩坐像を修理のために取り外し、中を見たところ、中央の写真にありますような小さい4軀の菩薩像が出てきたということでございます。また、その他様々な銅札や木簡も出てきたということで、これを銅像地蔵菩薩坐像の附^{つげたり}として指定したいというものでございます。

以上6件につきまして、東京都指定文化財として指定等を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 文化財としての指定はもちろん結構なのですが、東京都として、ある程度の財政的支援などは行っているのですか。

【地域教育支援部長】 文化財に指定されますと補助金支給の対象になります。例えば、修理をする際には、修理費の一部を、予算の範囲内で補助金として支給いたします。

【高坂委員】 お祭などの場合でも支給するのですか。

【地域教育支援部長】 例えば、おみこしの修理などといったケースが考えられます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件は、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第4号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の告示について

【委員長】 第4号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の告示について、説明を、地域教育支援部長、お願いいたします。

【地域教育支援部長】 第4号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の告示について御説明いたします。

この間、小1問題・中1ギャップの予防・解決に向けた東京都の新たな学級編制方針について御議論をいただき、次の東京都議会定例会において予算が承認をされれば、いよいよ実施という段階に来ております。実施に向け東京都教育委員会といたしましては、公立義務教育諸学校の学級編制及教職員定数の標準に関する法律に基づく正式な意思決定と周知の手続が必要でございまして、本日、お諮りするものでございます。

「2 内容」ですが、「小学校第1学年及び中学校第1学年にあつては、同学年の

児童又は生徒で編制する学級の基準（40人）により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が39人を超える場合において、1学級の児童又は生徒の数を39人として学級を編制することができるものとし、東京都教育委員会告示として、東京都公報に登載する。」というものでございます。

ややわかりにくい表現となっておりますが、要するに、小学校1年及び中学校1年については39人を算定基準として学級を編制することができるというものでございます。

若干補足させていただきますと、まず、「できる」という文言になっておりますのは、学校の実態に応じて、学級を分けずに、加配された教員を活用してチームティーチングを可能にするという趣旨でございます。

また、小学校2年生につきましては、平成22年度の小学校1年生が学年進行することにより平成23年度から対象となりますので、今回は対象に含まれておりません。

具体的な告示の内容については、資料裏面をご覧ください。

今回御決定いただきます内容の部分を、「備考」という形で追加いたします。

施行年月日は、平成22年4月1日です。

「4 参考」ですが、今後、計画的に算定基準となる学級規模を引き下げするため、3年間は毎年度この時期に、今回と同様の議案を提出させていただくことになろうかと思えます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 学級編制基準というのは、例規集の何ページに出ていますか。

【義務教育課長】 944ページです。

【竹花委員】 この法的な位置付けだけ簡単に説明をお願いします。

【地域教育支援部長】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項でございます。

【竹花委員】 何ページですか。

【地域教育支援部長】 小六法の226ページでございます。第3条第2項でございますが、少し省略して読ませていただきますと、各都道府県ごとの、公立の小学校又

は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、国が定める数を標準として都道府県の教育委員会が定める、となっております。

【竹花委員】 それは何条に書いてあるのですか。

【地域教育支援部長】 第3条第2項でございます。これに基づく意思決定を本日もお願いしたいということです。

【竹花委員】 都道府県の教育委員会は、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる、という規定があるわけですね。

ここでは、中学校も小学校も基本的には40人と書いてあるわけですね。この都道府県の定めというのがどこにあるわけですか。これになるわけですか。

【地域教育支援部長】 これに基づいて意思決定をしたものを対外的にお知らせするという形式をとっているのが、この告示というものでございます。

【竹花委員】 その告示の前に、条例などないわけですか。

【地域教育支援部長】 条例はございません。

【竹花委員】 その告示で決めているわけですね。その告示が、この東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準という告示ですね。備考の欄で例外の場合を書いているわけですね。

【地域教育支援部長】 基本的には表の中に数を書いているのですが、その解釈というか補足的な部分を備考として規定しております。

【竹花委員】 書き方としては、この中に、中学1年生39人、2年生・3年生40人と書くことも可能なわけですね。それを備考欄で書こうというわけですね。

【地域教育支援部長】 この40人というのは、40人を基準として機械的に学級編制を行っていくということで表の中に入れておりますけれども、今回東京都教育委員会実施しようとしているものは、機械的に学級を編制するということではなく、学校の実情に応じて、場合によっては教員の加配を活用したチームティーチングを行うこともできるという選択の余地がございますので、こちらの表の中に入れ込むということはありません。どちらかというと備考として書いた方が適切なの

ではないかと判断いたしました。

【竹花委員】　　そういう判断もあると思いますが、なぜこのような備考が設けられたのかということが書かれなくてもいいのですか。

【委員長】　　理由はないと思います。これで読みなさいということなのでしょう。

【竹花委員】　　この形式でいいのかもしれませんが、読んだ人は分からないですね。

【委員長】　　多分、分からないですね。私も何度も聞いたのです。しかし、これで実施はできるからいいということでしょう。

【地域教育支援部長】　　新しい学級編制方針の経過、ねらい、趣旨などについては、先般、定例教育委員会で御報告させていただきました後に、速やかに各区市町村の教育長を集め、また、校長会等でも説明しており、趣旨は現場に十分伝わっております。また、現場サイドからは、非常に時宜にかなった施策をやっていただいたと、歓迎の声が我々のところにも届いておりますので、そのあたりは大丈夫だと思っております。

【竹花委員】　　感謝されるのはいいことですが、法制上、このような書き方は適当でないのではないかと専門家に文句を言われるようなことはないのですか。

【地域教育支援部長】　　文書課と協議してこのような形式にいたしました。

【委員長】　　予算は承認されたのでしょうか。

【地域教育支援部長】　　今度の都議会で御承認いただければ決定ということでございます。

【委員長】　　よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 教職大学院の活用にかかわる評価の実施について

【委員長】　　報告事項(1) 教職大学院の活用にかかわる評価の実施について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】　　報告資料(1) 教職大学院の活用にかかわる評価の実施について御

説明いたします。

教職大学院は、平成18年7月の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の中で示され、平成19年4月施行の「専門職大学院の設置基準及び学位規則の一部を改正する省令」により、実現したものでございます。

現在、東京都と教職大学院について連携している大学は5つございます。省令により修了要件は、ストレートマスターは2年間以上在学し、中央教育審議会で示された学習内容等を行うことで、45単位以上を修得することとなっております。また、実習、その他教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力校を確保することとなっております。平成21年度現在、全国で24大学に教職大学院が設置されております。今般、「東京都教育委員会と教職大学院との連携にかかわる協議会」において、この5大学にかかわる評価を実施いたしました。

「1 評価の目的」ですが、平成18年10月に東京都教育委員会が作成した「共通カリキュラム及び学校における実習」を、連携を希望する大学に提示し、その内容をきちんと履行できるということをもとに連携協定を結びましたが、各大学における履行状況を把握し、新人教員の養成・確保及び現職教員の育成の充実を図るということでございます。

「2 評価の内容」ですが、(1)は、学部卒業者であるストレートマスター、現職教員及び管理職候補者それぞれについて示した共通カリキュラムの実施状況、あるいは具体的な指導内容・方法・体制、成果・課題等の評価するものでございます。

(2)ですが、「学校における実習」は、学部卒業者であるストレートマスターは10単位修得しなければならないと省令に示されておりますが、その実施状況や具体的な実習内容はどうかということについて評価を加えたものでございます。

「3 評価の方法」の(1)ですが、共通カリキュラムについては、東京都教育委員会と教職大学院との連携にかかわる協議会の委員及び事務局が各大学を訪問し、カリキュラムシラバスをもとに、大学関係者、学生からのヒアリング及び授業観察を実施いたしました。

(2)ですが、「学校における実習」については、連携協力校を訪問し、各大学が作成した実習計画をもとに、大学関係者、連携協力校関係者、実習生からのヒアリン

グ及び授業観察を実施いたしました。特に「学校における実習」につきましては、連携にかかわる協議会の委員及び事務局が、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターの協力を得て、123校すべての連携協力校を訪問し、ヒアリング及び授業観察を行いました。

(3) ですが、平成21年度は特に「学部段階における授業や実習との違い」に焦点を当ててヒアリングを実施し、学生及び関係者の声を中心に評価をいたしました。

別紙のA3判資料を御覧ください。

まず、概要版①共通カリキュラムの実施状況についてです。

創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学ごとのそれぞれの内容を示しております。

この5大学について、東京都が求めている共通カリキュラム5領域の内容を、各大学のカリキュラムシラバスの中に位置付けて実施していることを確認しております。

なお、この5領域というのは、1つ目として、教育課程の編成・実施にかかわる領域、2つ目として、各教科等の実践的な指導方法に関する領域、3つ目として、生徒指導、教育相談に関する領域、4つ目として、学級経営、学校経営に関する領域、5つ目として、学校教育と教員の在り方に関する領域でございます。この5領域について、私どもが示した共通カリキュラムに基づいてきちんと実施しているかどうかを確認いたしました。

今般は、特に、学部と教職大学院との違いに焦点を当てて評価を行いました。各大学共通して、学部では概念的な内容の授業が多く行われておりますが、教職大学院では、理論と実践との融合を図り、個々の教師力の向上に結びつける授業を展開していることが確認されました。

ストレートマスターの意見ですが、いずれの大学院においても、少人数で、多様な授業形態であることが、学部とは違うということでございます。

参考として、参観した授業の様子についてお示ししておりますが、例えば帝京大学においては、学校経営についての教授の授業を実際に参観いたしました。ストレートマスター及び管理職候補者の学生がお互いに議論しながら、教育実習に行っているストレートマスターの学校の学校経営計画を作成しておりました。

また、主なヒアリングの内容ですが、年間の授業を通じて特に学んだことに関してのヒアリングを行い、ストレートマスターについては、理論と実践の両面から深く学んでいるという様子が見えます。

創価大学では、教育課程が学習指導要領に基づき、児童の実態を踏まえて学校が主体となって編成されることを学んだというストレートマスターの意見がございました。

7年以上の教職経験を持っている現職教員でございますが、ヒアリングを行ったところ、創価大学、玉川大学、東京学芸大学、早稲田大学とも、これまでの実践を理論づけることができたという意見がございました。

管理職候補者に、年間の授業を通して学んだことについて尋ねたところ、学校改善を図るための教員に対する指導方法を学んだ、管理職として新任教員に教職について指導するときの指導方法を習得できたというように答えております。

学んだことを現場でどのように生かすかということを探ねましたが、特別支援の授業で学んだ理論と実践との融合が図られているというストレートマスターの意見がございました。現職教員については、学習指導要領に即した指導の在り方を他の教員にも指導・助言していくことで生かしていきたいと答えております。

ヒアリングを終えての総括は、いずれの大学も、ストレートマスター、現職教員及び管理職候補者の学び合いが実際に行われているということは確認できましたが、大学によって若干濃淡がございます。シラバスの中に現職教員、ストレートマスター及び管理職候補者の到達目標は示されているけれどもやや不十分なところがあると創価大学と早稲田大学については指摘いたしました。

玉川大学、帝京大学、東京学芸大学については、ストレートマスター、現職教員、管理職候補者それぞれの到達目標を明示しておりますが、更なる工夫・改善をお願いしております。

「2 教職大学院を修了した現職教員等の現状」ですが、東京都教育委員会から平成20年度に教育管理職候補者を15名派遣いたしました。平成21年度現在においては、14名が指導主事として任用されております。

また、平成20年度に派遣した現職教員18名のうち、在学中である平成20年度中に6名が教育管理職選考に合格し、平成21年度においては5名が指導主事として現在活躍

しております。8名は主幹教諭・主任教諭選考に合格して昇任をしている状況でございます。

現職教員に関する所属校長からの意見ですが、「企画力、判断力があり、学校全体を引っ張っている」、「学校運営を担う人材として、組織を動かす資質・能力を発揮している。大学院に行った価値は十分にある」などの声があります。

指導主事の所属長からの意見については、示しているとおりでございます。

「3 全体を通しての成果及び課題」ですが、基本的には各大学の共通科目については、東京都教育委員会が示したカリキュラムを位置付けて実施していて、多くの大学ではそれぞれ到達目標が明確に設定された授業が行われ、それぞれの学生の学び合いが行われているということです。

課題といたしましては、現職教員、管理職候補者及びストレートマスターそれぞれの到達目標を踏まえ、きちんとカリキュラムに位置付けていくことがより一層求められるということを示しております。

A3判資料の2枚目を御覧ください。

「学校における実習」の実施状況について示しております。創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学について、お示しした内容で確認を行いました。東京都教育委員会が示した5領域の実習内容をきちんと位置付けて、各領域の項目が達成できるように計画的に実施していることが確認されました。

実習の実施状況ですが、法令に定められたように、実習については2年間で10単位となっております。すべての大学で50日以上を位置付けており、おおむね300時間以上の実習を行っていることが確認されております。

実習の形態については、それぞれの大学でそれぞれの特色を持っており、創価大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学については、1年次と2年次にそれぞれ教育実習を行っております。ただし、玉川大学については、1年次に実習を集中的に行うということで、2年次は実施しておりません。ボランティアとして学生が2年次にも連携協力校に行っているという実態はございますが、必修としては1年次のみになっております。1年次、2年次の実習というのは、通年で実施したり集中の講座を設けたりして様々な取組を行っております。

実習時間が一番多いのは東京学芸大学で、1・2年次で70日以上の実習を確保している状況でございます。

連携協力校の数について、創価大学が小学校23校、玉川大学が小学校2校、中学校1校、帝京大学が小学校9校、中学校3校など、それぞれ資料に示しているとおりでございます。

実際に連携協力校に行って実習を見せていただきましたが、そのときに行ったヒアリングの主な内容等を資料に示しております。

ストレートマスターについては、職員会議への参加や放課後の生徒指導など、現職の教員とほぼ同じ、かなり実践的な活動を行っているということが確認されました。特に玉川大学においては、電話対応や連絡帳の返事など具体的な保護者対応を経験できたというストレートマスターの声もございました。

連携協力校の管理職にヒアリングを行ったところ、いずれの大学に対しても即戦力として力が発揮できるということで肯定的な評価をしているものの、異口同音に、週1回程度では子供の変化を理解した指導ができないので、週2回程度来てほしいとか、児童の理解を深めたり校務分掌等も担当してほしいとか、週1回であると各教科等について、一つの単元を一人で担当して指導することができないのではないかという懸念が出されております。

大学に対してもヒアリングを行いました。学部の教育実習とは大きく異なり教職大学院に関しては、特に教職大学院の先生方が複数の指導体制を組み合わせながら、連携協力校に数回にわたり実際に行って学生の授業を見て、管理職との意見交換を行っているということでございます。

通常の学部などでの教育実習であれば、大学から教員が行くのは、おおむねその期間に1回程度ですが、こういった形で大学の方でも、小学校、中学校、高等学校等の学校現場で実際に仕事をして、その後、大学の教授に転じた実務家教員といった方々が結構活躍しているということがわかりました。

実習の実施に当たってですが、昨年この評価について定例教育委員会で報告をさせていただき、その折に御指摘がございました。教育実習が連携協力校任せになっているのではないか、あるいは大学任せになっているのではないかという点を踏まえま

して、今年度当初に改善をいたしました。東京都教育委員会がきちんと実習基本計画のひな形を示し、連携協力校と大学とで相互に意見交換をし、実習基本計画をきちんと取りまとめ、いわゆる連携協力校任せの実習や大学任せの実習にはならないように留意し、それぞれの大学に教育実習を実施していただきました。

参観した授業の様子については、資料にお示ししたとおりでございます。

「2 全体を通しての成果及び課題」ですが、成果については、学部段階の教育実習生とは異なり、教職大学院生は、教員になるという強い志を持っている、積極的に学級経営や校務分掌にかかわるなど、即戦力として期待ができるということです。連携協力校の若手の教員が刺激を受けて成長したり、若手教員を育成する教員の指導力の向上にもつながったりする、こういった良い効果も出ているということです。

また、大学の教員が自分の専門性や研究成果を生かして講師を務めるなどして、連携協力校の校内研修の充実にも役立っているということです。これは副次的なものではございますけれども、大学の教員にも連携協力校の教育課題についてきちんとアドバイスをしていただいているという状況でございます。

課題ですが、先程若干申し上げたように、それぞれの大学がそれぞれの目的、実習形態を持っており、週1回の実習のメリット、集中実習のメリットといった点については、どういう方法がいいのか、連携協力校の声も聞きながら改善の方策を探っていく必要があるのではないかと考えております。

いずれにしても教職大学院については、制度が始まって2年目でして、制度として成熟しているかどうかという判断はこれからの任されているところもございしますが、この評価を実施いたしまして、共通カリキュラム及び「学校における実習」についてはプラスの評価をさせていただいていいのではないかと考えております。

5大学の個票については、資料に示しておりますが、5大学の個票の最後には、学校法人として平成23年度からカリキュラムをどう改善するのかをまとめているのが今回の特色でございます。

報告資料（1）の1枚目を御覧ください。

「5 評価の活用」ですが、各大学は、専門職大学院として、平成22年度に実施するカリキュラム等教育課程の改善に、この評価を生かしていただきたいと考えており

ます。

「6 今後の予定」ですが、平成22年度も引き続き、「東京都教育委員会と教職大学院との連携にかかわる協議会」において、平成21年度と同様の評価を実施していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 概要版②ですが、「観察した授業の様子」となっていて、このようなプラス面というか良さがあったというのは分かるのですが、観察した授業の中で、課題や問題点はなかったのでしょうか。

【指導部長】 今御指摘いただいた点については、プラス面についてはゴシック体でそれぞれの大学別に示しております。例えば創価大学でいえば、「想定外の児童の発言に対して、対応しようと努力していた。」ものの、やはりここがなかなかうまくいかないという部分もあったということです。

同じように玉川大学についても、「他の先行事例を積極的に取り入れて、工夫して授業を行っていた。」とございますが、学習指導案というものを自分で苦労して作成することを求めているわけですので、既に作られた指導案をベースに考えていて、自分のものになっていないようなところもあったということだと思います。

帝京大学についても、「生徒に理解させようと十分に時間をかけ丁寧に説明していた。」わけですが、やや冗長になり過ぎていたところがなかったかという反省点がございます。

【内館委員】 そうすると、この明朝体で書かれたところというのは、私は褒め言葉だと解釈していたのですが、これは結局課題で、「ところが」「ものの」という言葉が後に入るわけですね。これはストレートに書いた方がよろしいのではないかと思います。

【高坂委員】 ざっと読ませてもらいましたが、全体の流れは、やんわりと非常にいいと書いてあるのですよね。問題は、この間、鈴木寛文部科学副大臣が、教職大学院というのは普通の大学の教育学部と違って実践的で、今までのような面倒な理屈ばかりではないからいいのだということをおっしゃったのですが、本当にそんな

のでしょうか。教師か教授か知りませんが、実践的なことを指導できる人が十分いるのかどうか。資料にもあるように、2人で担当するというようなことをすると、これから教職大学院をどう大きくしていくのか、これは文部科学省の問題かもしれませんが、それに対応して東京都としてどう取り組んでいくのか。本当にこういったことを教えてくれる実務の分かった先生による訓練というのは、今まで日本の教育学部は行ってきてないですね。だから、これは試みではあるけれども、本当に成功するのか。行っていくとしても、東京都だって、何万人もいる教員の中で18人とか20人出すだけですよね。だから、これは実験としてはいいのですが、これからどうしていくのかなというのが、これを全部読ませてもらった印象です。

【指導部長】 確かに御指摘のような課題もあるかと考えております。教職大学院は、省令改正等が行われ、スタートして2年という段階ですが、理論と実践の融合ということに、この教職大学院の一つのねらいがあったかと思えます。学部卒の方々が到達できない部分を、一定の期間をかけて、ストレートマスターとして即戦力となる教員を目指させようとする取組の他、教職大学院については現職教員の派遣と管理職候補者の派遣という、学生の中にも3層ございます。

現職教員については、現在東京都の教員である者を派遣して、今まで7年以上実践していたことの理論的な位置付け、価値付けができて、また学校に戻って、きちんと自分の指導の改善・充実を図ることができる、こういった点はとてもいい取組ではないかと思えます。

管理職候補者についても、教育管理職選考に合格した者を派遣することにより、実際に自分が今まで教員として経験してきたこと、あるいは管理職候補者として合格した暁に、どのような教員の道筋をつくっていくかということで、管理職候補者の学生はストレートマスター、現職教員と一緒に学習活動、研究いたしますので、非常にためになる点がございます。

今御指摘のストレートマスターについては、各大学が募集をいたしますので、員数的にはどういった方々が来るのか、これは東京都教育委員会が何も申し上げることでできない部分ではございますので、そういった点は確かに御指摘のとおりであると感じております。

【高坂委員】 どうも話だけではイメージがわからないので、春になったら、視察の際にでも同行して、現場を一度見せていただけますか。

また、東京都の職員で、お辞めになって帝京大学へ行かれた人がいましたよね。あの人は教職大学院に行かれたのですか。

【指導部長】 はい。

【高坂委員】 今、具体的にはどんな仕事をしていらっしゃるのですか。

【指導部長】 教職大学院で実際にストレートマスター、現職教員及び管理職候補者の指導をしております。

【高坂委員】 そういう人がどういう印象を持っていらっしゃるのか。東京都にもいて教職大学院へ行かれたので、そういう人にも合わせていただくなど、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 はい、わかりました。

【委員長】 少し伺いたいのですが、実習の単位が10単位で、おおむね300時間です。創価大学の例を見ると、通年で週1回程度の実習で約20日と書いてありますが、週1回程度の実習と20日というのはどういう意味でしょうか。普通、1学期は15週間なので。週1回程度、20日という意味がよく分からないのですが。

【指導部長】 1年次の後期ということで行っておりますので、週1回程度の実習ということで約20日間になる。通年ということで書いてありますが、1年次の後期、つまり9月以降に実習を行います。

【委員長】 私の質問は、週1回程度というのは、1日の実習で、授業を1コマやるのか、2コマやるのかということなのです。

【指導部長】 授業についてはかなり行っております。

【委員長】 そうでないと300時間にはなりませんね。2学期にわたって10単位、300時間行うということなのですね。

【指導部長】 例えば、2年生の担任をしながら実習生が実際に行った授業時数が92時間という実例がございます。

【委員長】 92時間ということは、1学期に92時間ということですか。ここであまり細かいことを議論しても仕方がないのですが、書き方が週1回で約20日というのは

分かりづらいと思います。普通の大学は1学期15週となっていますから。

【指導部長】 15週で1単位という形です。

【委員長】 そういう形なのでしたら、それを正確に書いた方が良いですね。また、その後の「特に集中」というところがまたよく分からないので、その辺もよろしくお願ひします。

なぜそんな質問をしたかという、実習を行う際に、そのときにメンターがついていのかどうかを知りたかったからです。

【指導部長】 授業については、必ず指導教員がついております。

【委員長】 実習が終わった後に議論などはしているのですか。

【指導部長】 議論はしております。

【委員長】 高坂委員がおっしゃったように、現場を一度見せていただくとよくわかるので、よろしくお願ひいたします。一番大切なのはこの点で、そこを教職大学院の特色とするはずだったので、それがきちんと行われているかどうかを知りたいですね。数をきちんと書いていただくということ、一度視察をさせて頂くことをお願ひしたいと思います、。

【指導部長】 連携協力校の時間割等の関係で、時間数というのはすべて同一にはならないかと思いますが、おおよその線というのは出てくるかと思いますが。

今お話がございましたように、そういったものについてはきちんとこれからも把握させていただきたいと思います。また、御指摘いただいた、きちんと指導教員がついて、授業実施後、お互いに意見交換をしてフィードバックをしているかという点につきましては、私も実際に見て確認をしております。

【竹花委員】 教職大学院を卒業した人たちで、今年の4月から東京都において教員になる人たちがかなりいると思うのですが、この5大学で卒業された方が何名で、そのうち東京都教育委員会の採用試験に合格して、東京都の教員になろうとしている人たちはどれぐらいいらっしゃるのですか。

【人事部長】 東京都の選考を受けた方が46名、そのうち39名が正規で合格をしております。その他、正規合格より少し下の段階の期限付で5名、2名は不合格ということになっております。

【竹花委員】 卒業された方のうち、東京都の教育委員会の採用試験をお受けになったのが46名だけれども、卒業者はどれぐらいの数なのか。

【指導部長】 卒業生数は、この5大学で74名でございます。

【竹花委員】 74名のうち46名が東京都の採用試験を受けたということですが、その他の方たちはどうしたのですか。

【指導部長】 東京都以外、出身県に戻って教員をしたいということで、そちらの採用選考を受けている者が21名おります。

【竹花委員】 そうすると、74名のうち67名が教員採用試験を受けたということですね。21名のうち、教職員になる試験に合格した方はどれぐらいいるかわかりますか。

【指導部長】 確かに合格したかどうかはわかりませんが、神奈川、横浜、埼玉、大阪、福島で受験されていることはわかっております。

他に、現に教職大学院に入っている方も、平成20年度の段階で、東京都に名簿登録されている方も4名おります。その方は試験を受ける必要はございませんので。あとは、特別枠での受験ではなく一般枠で受験をされたという方も3名いるということで、純粋に東京都の試験を受けてない方というのは、74名中の21名だろうと思います。

【竹花委員】 文部科学省でも恐らくきちんとした分析をするだろうと思いますので、文部科学省の分析を促して、本当にレベルの高い人たちがここに入ってきているのかどうか。東京都としてこれだけのお金を出して、あるいは労力をかけてやるような意義があるものなのかどうか。もちろん教員の養成ですから別の方法は幾らもあるわけで、別にこれだけでなく、それこそ首都大学東京でも利用して、それぐらいの数なら東京都でまとめてやった方がよほど安上がりだ、あるいは効果的だということもあり得るわけですから、初めて今年、このような形で結果が出てくるわけですので、少しきちんとした分析をしてほしいと思います。また、それを改めて報告してほしいと思います。

併せて、39人が東京都の採用になるかどうかわかりませんが、採用された人たちの力のつきぐあいとか、そうしたものを少し検証するような仕組みを考えてみていただけませんか。3か月、半年、1年、そんなに詳細にやることはないと思いますが、なるほど教職大学院で勉強していたことが役に立っているなというよ

うなことがあるのかどうかということ、初めてのケースでもありますから、検証するようにしてほしいと思うと同時に、この学生たちが教職大学院でこんなことをもう少し勉強しておけばもっとよかったというようなことがあるのかどうかということについても、きちんと継続して見てほしいという気がしています。教職大学院は、これからその存続の在り方を問われ続けますので、東京都としてもきちんとした検証をしておいてほしいと思います。

もう1点は、これは非常に難しく、私ももう少し勉強しないと何が正しいのかよくわかりませんが、東京都が提示した共通カリキュラムは領域5まであります。私の今関心があるのは、領域5にかかる学校教育と教員の在り方に関する領域という分野なのです。この分野がどういうふうに進められているのかということをもう少し知りたいと思っています。

例えば、東京都教育委員会が学校教育の在り方をめぐって問題として指摘していることや、この間いろいろ議論をしてきていることについて、あるいはどこかの区市町村教育委員会でこのような議論がなされていて、学校現場とそれを管理している教育委員会との関係でこのような問題が生じているとか、そういった点について教えてくださいか。

【指導企画課長】 竹花委員の御指摘のとおり、児童・生徒の体力の状況、学力調査の結果、あるいは不登校の問題とか、こういった東京都ならではの課題を取り扱うようにということで共通カリキュラムには位置付けてございまして、実施していただいております。

【竹花委員】 私が今言おうとしているのは、教育行政は非常に責任を分担し合う仕組みをとっているのですが、教員になってしまうと、本当に自分の学級、あるいは学校レベルの問題しか見えてこなくなってしまう。教育というのはそうではなくて、子供たちを一人前の社会人に育てる上で、いろいろな人がいろいろな役割を果たしながら、政治的な問題も含めていろいろな配慮がありながら、その学校なら学校の位置があつて、教育委員会というものはこのような役割を果たしているということがあるわけです。今は、そういうことを分からないまま教員をやっている人が大半ではないかと思うのです。そういう問題について、例えば学校教育と教員の在り方に関する領域

の中では教えているのですか。

私が申し上げたいのは、その問題も含めてそうなのですが、せっかく教職大学院に来た以上は、現場では教えられないようなことをきちんと教える。要するに普通の学部卒の教員では教えられなかった事柄を知っていて、そこに強みがあるという教員を養成していかなければならない。特にそれは学校経営にかかわらせることを将来期待しているわけですから、余計にそうだと思うのですね。そういう意味で、教員の在り方をめぐるこの領域5の中で東京都が求めるものについて、もう少しきちんとした検討をしてもらいたい。

教員としての幅広い知識、経験も積ませる。特にグローバルな観点や法的な側面、これは今の現職の教員や管理職に欠けている部分だと私は思いますが、そうした側面についてそれなりの知識や経験を積むようなことも求めていってほしい。そういう点について、少し東京都が各教職大学院に求めるものを検討し直してほしい。確かに来年度のことは今からでは遅いということがあるかもしれないけれども、できたら来年度からその辺の問題についてきちんとした検討がなされるようにしてほしいと思うのです。

私は教育委員会に2年半ぐらいおりますけれども、東京都教育委員会のやっていることが、現場にほとんど何の関心も持たれていない。ただ人事ぐらいが、ああでもないこうでもないと言われるぐらいだというのは、こちらの側の発信力も弱いけれども、受けとめようする側にももっと考えてほしい。そういうふうな流れをつくっていく教員たちをつくり出していきたいという思いも、私にはあるのです。教育に関わる者全体として、学校の教育が進められていることについてそれなりに理解を得られる、そんなことになりませんか。

【指導部長】 今の御指摘については、実はそういった御意見も以前からいただいております。また、東京都教育委員会がつくった共通カリキュラムというのは平成18年につくったものでございますので、これから学習指導要領の改訂が行われまして、新しい学習指導要領に基づく授業が展開される、そういった側面が1つ。

それから、今御指摘いただいたように、広範囲に教職大学院ならではの形で東京の教育の実態というものが学べるようなカリキュラムの改訂を行うように、昨年10月

に示しております。例えばカウンセリング能力、学校において必要となる法律の運用能力、理科の実験の技能、あるいは外国事情にかかわることなど、そういったものはできるだけ位置付けてくださいということで、昨年10月以降に示しております。今回の評価と併せて、そのカリキュラムについて改訂をするような形でお願いしていますが、今の御指摘の点も踏まえまして、更に教職大学院における各大学のカリキュラムについては、きちんと改善をするようにお話をしていきたいと思っております。

【竹花委員】 これも東京都教育委員会で議論になっているのですが、大学における教育の在り方について各大学にいろいろな要請をしていくべきだという思いがあるのですが、この教職大学院での一つの取組というのは、そういうことを促す上でも非常に役に立つと思うのです。今、理論と実践を結びつけるということを目指しているというお話がありましたけれども、私の思いとしては、大学の教育学部は当然そうあるべきであって、大学では理論しか学んでこなかったから教職大学院で実践と融合を図るのですなどというのは、どこか違っているのではないのでしょうか。ほとんどの教員たちは、学部を卒業してそのまま教員になるわけですから、学校に入れば、その日から場合によっては担任をやるという教員が出てくるわけですから、それにもかかわらず、大学では理論を教えていますというのでは、それは少し違うのではないかとということも含めて、ここでの経験を大学の側によく伝えられていくようなものにも使ってほしいということも併せてお願いをいたしたいと思っております。

私には、ここで言われている領域1から4の中身について、評価をする知識を持ち合わせないので何とも言いようがないのですが、領域5をもう少し幅広くしてもらえると、領域1から領域4が狭くなるということもあるかもしれない、時間数も少なくなるということもあるかもしれませんが、今私が申し上げた教職大学院ならではの問題をきちんとやるようにして、領域1から4にかかわることは、学部のおきにできるだけやらせるような方向に変えていくのがいいのではないかと思いますので、少し御検討いただければと存じます。

【指導部長】 御指摘の点はよくわかりましたので、そういう方向できちんと対応していきたいと思っております。

今、竹花委員から、教職大学院ではなく大学の教職課程についてもというお話がご

ございましたが、東京都教育委員会は学部の4年間の教職課程における実際のカリキュラム等についても、もう少しこのように改善していただきたいというようなことについてはきちんと提示をしていくという予定で今進めておりますので、御理解いただければと思います。

【委員長】 竹花委員のご意見に個人的なコメントをさせていただきます。私が御紹介するのは、工学部の学生の例ですから、これが当てはまるかどうかはわかりませんが、2年間修士課程で勉強すると大変に成長します。これは驚くべきことです。ですから、最近では、大企業には学部卒では就職できなくて、ほとんど修士修了者になっています。それは、その2年間、自分で必死に勉強するからです。どうしても学部の4年間というのは、あてがいぶちで勉強するからモチベーションが上がらない。ところが、あと2年間は自分で勉強しないといけないので、ものすごくモチベーションが上がり、それで本当に驚くほど成長するのだと思います。この例が教職大学院に当てはまるかどうかは別として、その意味では、私は非常に期待しています。

それから、私は領域4のところに非常に注目をしているのですが、これは6年間の教育ではなかなか難しいのではないかと考えています。といいますのは、英国その他ヨーロッパ諸国にしても、アメリカにしても、リーダーをつくるのは別の組織で行っています。いつも御紹介申し上げていますが、英国ですとNC SL (The National College for School Leadership) という組織があって、ロンドン大学のIOE (The Institute of Education) とノッティンガム大学の2か所で面度を見ています。ここではドクターの学位を取らせるのです。そのような仕組みで、将来スクールリーダーになる人達をしていこうということですから、本当にリーダーシップのあるスクールリーダーをつくらうと思ったら、もう一段高いところまで持っていかなければいけないのではないのでしょうか。ということで、マスター、現職の先生が行かれる場合は少し別だと思いますが、ストレートマスターの場合にはそこまでいけないのではないかと考えています。

いずれにしても、いろいろな疑問点がありますので、是非チャンスをつくっていただいて、実際に教育の現場を見てみたいですね。そうすると、いろいろなことがわかるし、具体的な注文も出せるのではないかと思います。そういうことでよろしゅうご

ございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成22年度教育庁主要施策について

【委員長】 報告事項(2)平成22年度教育庁主要施策について、説明を、教育政策担当参事、お願いいたします。

【教育政策担当参事】 報告事項(2)平成22年度教育庁主要施策について御説明いたします。

東京都教育委員会は、毎年度、教育委員会の教育目標及び基本方針に基づき、次年度の予算を反映させて主要事務事業を整理し、その概要を主要施策として公表しております。平成22年度の主要施策については、これまでの体系を見直し、東京都における教育振興基本計画として位置付けられております東京都教育ビジョン(第2次)と一体化した体系として取りまとめることといたしました。

報告資料(2)を御覧ください。

まず、「1 教育目標・基本方針・教育ビジョン・主要施策の関係」です。教育目標・基本方針については教育の理念的な原理・原則を示すものとして、東京都教育ビジョン(第2次)は5年間の中期的な計画として、主要施策・主要事務事業については単年度の短期的な計画として整理をしております。

こうした相互の関係を踏まえ、「2 平成22年度主要施策のとりまとめについての基本的な考え方」として3点ございます。1点目が、主要施策と東京都教育ビジョンとの位置付けや関係を明確にし、東京都教育ビジョン(第2次)と一体化したものとして示すということ。2点目が、東京都教育ビジョン(第2次)に基づき、平成22年度に実施する施策及び事業を明確化すること。3点目が、都民にとって、東京都教育委員会の施策内容が分かりやすいものとなるよう、主要施策の示し方について工夫・改善を図ること。以上の3点でございます。

資料の右側は、これまでの主要施策の体系と平成22年度の体制の違いを図でお示しております。

これまでの主要施策の体系ですが、東京都教育委員会の教育目標を受け、基本方針に基づき、主要施策を整理してまいりました。平成21年度は合計42本の主要施策を取りまとめております。しかしながら、平成20年5月に策定いたしました東京都教育ビジョン（第2次）と主要施策との関係が分かりづらいというような御指摘もございまして、この主要施策と東京都教育ビジョン（第2次）との関係を一層明確化させる必要が出てまいりました。

そこで、平成22年度の体系として、これまでの教育目標及び基本方針に基づき策定いたしました東京都教育ビジョン（第2次）で示されております12の取組の方向に基づき、新たに主要施策を取りまとめることとしております。さらに、施策の重点化を一層進めるという点から、30本の主要施策として整理をしてまいります。

資料2枚目を御覧ください。

補助資料ということで2枚ございます。東京都教育ビジョン（第2次）と平成22年度教育庁主要施策との関係を表で整理したものでございます。

一番左側が、東京都教育ビジョン（第2次）に示された3つの視点、12の「取組の方向」、次に「重点施策」、中央に平成22年度の教育庁主要施策を掲げ、さらにその右側に、平成22年度に実施する具体的な事業名を主要事務事業として掲げております。

補助資料の2枚目を御覧ください。

時間の関係もございまして、一例だけ御説明させていただきます。「取組の方向」の9を御覧ください。ここでは児童・生徒の「確かな学力の向上」をお示ししております。これに対応いたします平成22年度の教育庁主要施策として、「確かな学力を育てる」という副題をつけまして、1つ目は、児童・生徒の確かな学力の定着と伸長を図るため、児童・生徒の学習状況の把握、あるいは外部人材を活用した施策について。2つ目は、これまで教育委員会の場で御議論いただきました小1問題や中1ギャップの予防や解決を図るための教員の加配について。3つ目は、ICTを活用した施策というように、平成22年度における新規事業や重点的に推進していく施策に絞って取りまとめを行うようにしております。

それに基づき、読み解く力に関する調査等、あるいは土曜日の講習（補習）の拡大に伴う人材活用支援事業というように、重点的に推進する具体的な事業、代表的な新

規事業を掲げるような整理をしております。

ここでお示ししました具体的な事業のうち特に重要なものについては、節目、節目で事業の進捗状況などについて御説明をさせていただく予定でございます。

さらに、A4判の別紙、平成22年度教育庁主要施策を御覧ください。この様式で公表してまいります。公表に際してはできるだけ都民の方々にとって分かりやすい示し方、取りまとめ方を考えまして、例えば1ページ目、「地域と共に育てる」というような分かりやすい見出しをつけ、（家庭や地域の教育力向上を支援する）というように、ビジョンに示されている施策展開の視点を踏まえ、各施策文の冒頭に、事業の概略や所管部名を示し、読みやすいようにいたしました。

報告資料の1枚目にお戻りください。

「5 今後の予定」ですが、報告の後、この主要施策について、区市町村教育委員会及び都立学校長へ通知するとともに、東京都教育委員会のホームページで公表してまいります。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき毎年度実施しております教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての「点検・評価」については、本施策を対象として行うこととなります。実際には平成23年度以降ということになるかと思いますが、この実施状況についても御報告させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 資料をざっと読ませていただきましたが、大きく見ると、平成22年度教育庁主要施策の中では「4 教員の資質・能力の向上」と「9 児童・生徒の『確かな学力』の向上」、これが目玉のように思えます。また、新規のものもそのようになっている。そのこと自体に、私は異存はないのですが、色刷りの東京都全体のビジョンのようなものを送っていただきました。あれを読んでいて、環境ということも書いてあったようですが、外国人を日本へ呼ぶ、何百人だったか忘れたけれども、外国人高校生の受け入れを積極的に行うとその中に書いてありました。東京都として外国人高校生を受け入れると言っているのに、教育委員会としてそれに対応するものが、

最後の方に少しあるけれども、そこをもう少し深掘りできないのでしょうか。受け入れだけではなくて、高校で総合的に交流できるようなシステムを、多少予算をつけてでもいいからやってみたらどうでしょうか。

私は、たまたま先週、秋田の国際教養大学を見学してきたのですが、あそこは外国人が半分だけれども、何と世界中の100校を超える大学と提携しているのです。能力に応じて、その提携大学と授業の交換ができるようにして、1年留学して帰ってくると、見違えるように成長しているというのです。ですから、そういう外向きの教育の方法ということも、教育委員会として考えてみたらどうでしょうか。特に国際都市や外国人を受け入れるというのは、石原都知事のビジョンにはたくさん書いてあるので、それに対応するものを、教育委員会としてできる範囲で何か考えてほしいのです。

【教育政策担当参事】 ここにお示ししておりますのは平成22年度の主な新規事業ですから、重点的に推進していく施策だけに絞って記述をさせていただいております。今御指摘のございましたところは、予算のところでも若干御説明をいたしました。東京都教育ビジョンの12の取組の方向の「首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」、こういったところで今御指摘の点を踏まえた対応や、あるいは日本の伝統文化推進校を指定して逆に発信していく、そうした中で交流を図っていくという事業も当然ございますので、そういった点で対応していければと考えております。

【高坂委員】 書いてあるのはわかるのだけれども、例えば、東京都が何百人か高校生を受け入れると書いてあるわけです。では、それに対して何か具体的な案がありますか。

【教育政策担当参事】 国際交流そのものは学校ごとで具体的に対応している部分もございますが、東京都教育委員会が全部把握して主導でという取組は今のところないと思いますので、その点については今後検討させていただきたいと思います。

【高坂委員】 東京都全体で横の連携をよくして、東京都としてこうやるというのなら、それに対応する、教育の部分は教育委員会がこうやるという、受けて立つものがないと困るから、その辺も検討してみてください。

【委員長】 要するに予算をつけなさいということでしょう。

【高坂委員】 この間、小1問題・中1ギャップで予算をつけなさいと言ったから

言いにくかったのですが、この外国との交流には予算をつけるべきだと思います。

【委員長】 今、高坂委員がおっしゃったことは、非常に大切な点ですね。平成16年の中央教育審議会で、留学生というのは出て行く者と入ってくる者の両方を意味すると定義し、日本から出していかなければならないという提案をしました。しかも、その中で特出しとして高校生の交流を提案したのですが、それが最近どんどん減ってきています。

外国からの留学生は、出入国管理が少し緩んだこともあって増えているのですが、最近では、日本から出ていく留学生が減り続けています。ですから、今の点は極めて大切で、東京都が率先してメッセージを出して施策を構ずるということは非常に良いと思います。

【内館委員】 私も東京都がやることは非常に大切だと思っていて、この場でよく、考えておきますとか、そのあたりも検討しますと言って終わってしまうケースがとても多いと思うのです。私、今回の朝青龍問題で実感したのですけれども、横綱審議会が何度も何度も、協会として手を打たねばいけないということを言い続けたのですが、そのたびに、今の個々の学校に任せてありますというのとちょうど同じで、個々の部屋に任せてありますと言って、結局、このようになっていたらくになったのですね。これはとてもみっともないことだし、なぜ手が打てなかったか。10年言っても打てなかった。検討しますとか、考えますということなのです。東京都教育委員会としてはその轍を踏んではいけないことであって、今、お考えになるとおっしゃっていたので、予算の問題ももちろんありますけれども、具体的に東京都がやるべきところはやらないといけないということは申し上げたいと思います。

【委員長】 今年はその直訴しましょう。いいと思います。東京都がそういうメッセージを出して高校生の交流を一生懸命やればインパクトも大きいし、将来に対しても大きな財産を築くことになると思います。

【瀬古委員】 交換留学生というのは、予算はどうなっているのですか。

【委員長】 ほとんどの場合、学校単位でやられています。

【瀬古委員】 学校の中の予算でやっているのですか。それは何の予算から出ているのですか。

【委員長】 行ったら面倒を見てもらう、来たらこちらで面倒を見るということになっているようです。

【瀬古委員】 学校同士でやるのですか。

【委員長】 ええ、スクール・ツアー・スクールというケースが非常に多いです。

【高坂委員】 高校生の場合は大学とは違いますが、秋田国際教養大学は百何校と提携しているのです。そうすると、ここのグレードは例えばTOEFLが何点ぐらいの人が受けるとか、ここはこうとたくさん張り出してある。そうすると、自分の能力に応じて、ともかくどこかに1年間勉強に行かなければならないから、その中で自分が合格できそうな大学へ行くわけです。そこで単位を取れば、それが認められる。それと似たようなことを高校でできないのでしょうか。優秀な今の官僚とかで、高校時代からホームステイして勉強して帰ってきた人などいますよね。

【委員長】 AFS (American Field Service) が一時は盛んでしたが、最近はあまり聞きませんね。

【高坂委員】 たしかIFIビジネススクールの学長とか、あるいは川口順子さんもそうですよね。高校時代に留学しているわけだから、高校からやれるような仕組みを、各学校に任さずに大きく網をかけてやるようなこと。

【委員長】 それはに予算がそれほどかかりません。億単位の予算があれば相当やれます。

【高坂委員】 お願いします。

【委員長】 お願いします。私も大賛成です。

【竹花委員】 それはどなたが担当されるわけですか。教育政策担当参事ではないでしょう。ビジョンをつくるのが教育政策担当参事の仕事ですからね。

【委員長】 具体的に実施するところですから、指導部ですね。

【竹花委員】 大体みんな指導部に行って、指導部が大変なことになるのですよね。

【委員長】 指導部は仕事が多過ぎるので、国内対応と国際対応とを分けたらどうでしょう。東京というのは、非常に魅力的なところだから、発信さえすれば、多くの高校生が外国から来ると思います。私も外国から来ている高校生と接触がありますが、彼等は学校と学校の交流協定を通じて来ているのです。今年は是非それを直訴しまし

よう。よろしいですか。——〈異議なし〉——では、本件は報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

2月25日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会でございますが、今回は、2月25日木曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

以上でございます。

日程以外の発言

【委員長】 それでは、竹花委員からどうぞ。

【竹花委員】 2つあります。最近のマスメディアで非常に興味深い記事が出ておりましたので、これに関連して少し、またこれも指導部になるかもしれませんが、急ぎでは言いませんので御検討いただきたいと思います。非常にこれは大切な問題だと思うのです。

1つ目は、NHKの番組だったと思うのですが、日本サッカー協会が選手の言語力を高める取組をする必要があるという報道がありました。「追跡A to Z」という番組だったかと思います。言語力というからどういう話だろうと思って聞いてみると、結局のところ、選手が自分の考えをきちんと主張して、相手を説得するという点について、日本の選手は外国の選手と比べて際立って能力が低いということが指摘されていました。その中でも頑張っている日本の選手もいるということはもちろん紹介されていました。このことはかねてから言われているにもかかわらず、サッカーのようにその分野では秀でた力を持った人たちが、自分の意見を述べる点について諸外国の

選手に比べて劣っているというのは、どうしてなのかということを考えざるを得ないと思うのです。もちろん学校教育の問題だけではないと思いますが、そういう問題について東京都教育委員会はどういう認識、考え方を持って、どういうふうに指導してきているのか、実際としてどうなのかということについて、少し時間をかけても結構ですから考えてほしいと思います。

併せて、この問題と非常に似ていると思うのですが、東京都教育委員会でも何度か議論になりました、中学生と高校生の他国と比べての自信のなさについてです。これはつい1か月ぐらい前だと思いますが、一部の新聞に出ておりましたが、10年ぶりに日本青少年研究所という財団が、アメリカ、中国、韓国の中学生、高校生約1,000名に対して調査をした結果が報道されているのですが、日本の中学生も高校生も自分に自信が持てないという状況が顕著にあらわれていて、10年前と一向に変わっていないという状況があります。

この調査の中で私が驚いたのは、家庭における父親あるいは母親に対する信頼度、尊敬度です。例えば中学生や高校生に、自分が学校でやっていることや学校から帰ってから家でやっていることを親は知っていると思いますかという問いについて、日本の子供たちの、親は知っていないと思うという回答の割合の際立って高いことに、非常に私は驚きました。

先程も国際性の問題で高坂委員から指摘がありました。日本の家庭の問題というのは非常に大きな問題で、東京都教育ビジョンの中にも、家庭の教育力の支援ということが掲げられていましたが、それは家庭の問題ばかりではなくて、学校の問題でもあるのかもしれませんが、少しそうした問題についても深掘りをして考えてみませんか。もちろん私立学校がたくさんあるということもあって、公教育の評判は必ずしもいいわけではないのですが、公教育の復活という点を掲げていく中で、こうした問題とされるところで非常に画期的な取組が始まって、東京都の公立中学校や公立高校に行ってみようというような魅力あるものとしてこの問題を取り上げていくことは、非常に大切なことではないかという視点もあると思いますので、その点、ひとつよろしくお願いをできればと思います。これが1点目です。

2つ目は、一部のマスメディアで報道されていますが、私が主宰していますおやじ

日本というNPO法人が2月13日に、東京都ばかりではありませんが、校長も含めて学校の先生方とお父さんとの対話集会を開きます。これは目的としては、学校と家庭がそれぞれに対して抱えている不満や不信といったものを率直に述べ合って、問題点をクリアする取組をしようという目的で、既に1度、昨年末に開催したのですが、2回目を予定しております。もし御興味がありますれば御参加をいただけるように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、非公開の審議に移ります。

(11時31分)